

大田市告示第103号

大田市ふるさと大田起業・創業支援事業補助金交付要綱（平成18年大田市告示第35号の3）の一部を次のように改正する。

令和4年4月26日

大田市長 楫野弘和

第2条第2号中「島根県地域商用等支援事業補助金交付要綱」を「島根県地域商業等支援事業補助金交付要綱」に改める。

第3条第1項の表を次のように改める。

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額 (1事業当たり)
空店舗等活用事業	島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱第5条(1)①に定める、大田市内に本店又は本拠を有する者	空店舗等の活用により営業用店舗を出店するために必要な改修費、備品購入費、備品リース料、家賃、広告宣伝費 ※1 改修費は大田市内に本店又は本拠を置く建築関連事業者により施工した場合に限り対象とする。 ※2 市産木材を使用する場合は、大田市森林環境整備事業補助金を除いた額を補助対象経費とする。	補助対象経費の1/2以内	1,000,000円 (ただし、家賃は月額83,000円を上限とする。)

第3条第3項中「前項」を「第1項」に改める。

第8条第2項中「ふるさと大田創業支援事業補助金変更等承認通知書」を「ふるさと大田起業・創業支援事業補助金変更等承認通知書」に改める。

附 則

この告示は、令和4年4月26日から施行し、令和4年4月1日から適用する。